

# 平成30年度事業計画

(期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日)

# 平成30年度事業計画書

## 1 概要

暴力団情勢は、平成27年8月末に指定暴力団六代目山口組が分裂し、新たに神戸山口組が結成され、以後、両組織間における拳銃使用の殺人事件をはじめ、傷害事件、建造物損壊事件などの対立抗争事件が全国各地で発生し、昨年4月には神戸山口組の内部対立が起こるなど、現下の暴力団情勢は極めて不安定で予断の許さない状況が続いている。

また、暴力団組織の資金獲得活動については、違法薬物の密売、賭博などの違法行為はもとより、その組織実態を隠ぺいしながら、建設業、金融・証券市場などへ進出して、企業活動を仮装した資金獲得活動を活発化させている。また、公共工事に介入して資金を獲得したり、公的融資制度を悪用して不正な利益を得るなどのほか、社会問題となっている「特殊詐欺」にも組織的に関与するなど、社会経済情勢に応じた多種多様な資金獲得活動を行っている。

県内の暴力団情勢についても、六代目山口組分裂の影響を大きく受け、これまで六代目山口組傘下組織の一本化の状態であったのが、神戸山口組と二分する状態となっており、今後の動向が憂慮されるところである。

当センターでは、こうした暴力団情勢を踏まえ、奈良県暴力団排除条例に定められた暴力団排除の基本理念である「暴力団を利用しない」「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」、そして「暴力団と交際しない」の「暴力団追放3ない運動プラス1」を周知するとともに暴力団排除活動の重要性を積極的に啓発し、「社会対暴力団」の対決構図をより強固なものとし、暴力団のいない「日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現」のため、県警察をはじめとする関係機関、団体等との連携を強化して、下記の事業を積極的に推進する。

## 2 実施計画

- (1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び暴力団排除の思想高揚を図るための事業

実施事項	事業内容
1 暴力団・銃器追放奈良県民大会の開催	県民総ぐるみによる暴力団追放気運の高揚を図るため県民大会を開催する。
	大会名 第27回暴力団・銃器追放奈良県民大会

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="654 181 794 241">開催日</td> <td data-bbox="794 181 1410 241">平成30年 8 月30日（木曜日）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="654 241 794 421">場 所</td> <td data-bbox="794 241 1410 421">檀原万葉ホール 「ロマントピアホール」</td> </tr> </table>	開催日	平成30年 8 月30日（木曜日）	場 所	檀原万葉ホール 「ロマントピアホール」
開催日	平成30年 8 月30日（木曜日）				
場 所	檀原万葉ホール 「ロマントピアホール」				
2 表彰	<p>暴力団追放活動に功労があったと認められる団体及び個人に対する表彰を実施する。</p>				
3 各種広報資料の活用	<p>(1) 機関紙、小冊子の活用 「機関紙：暴追だより奈良」、「暴力団情勢と対策」、「民暴相談のしおり」等の不当要求対応要領等を紹介した小冊子等を作成、又はこれらを購入して会員、不当要求防止責任者講習受講者のほか、希望する県民等に無償で提供して、暴力団による被害の防止と暴力団追放の気運高揚を図る。</p> <p>(2) 視聴覚教材の活用 暴力団による不当要求の手口や不当要求対応要領等をドラマ化したDVDを不当要求防止責任者講習で上映するほか、企業、行政機関、暴力団排除団体等の要請に応じ上映又は無料での貸出しを行う。</p>				
4 広報媒体の活用	<p>(1) 広報看板等 暴力団排除の基本理念「暴力団追放三ない運動プラス1」の実践と暴力団による困りごと相談の専用電話番号等を記載した看板等を活用して当センターの周知を図るとともに暴力団による被害の防止と暴力団追放気運の高揚を図る。</p> <p>(2) 奈良県暴力団追放県民センター独自のキャラクターロゴマーク「サイなら君」を活用した広報啓発の推進を図る。</p> <p>(3) その他 自治体、関係機関・団体等が発行する機関誌（紙）等を活用して暴力追放相談の利用を促進す</p>				

	るとともに暴力団追放気運の高揚を図る。
5 ホームページの活用	ホームページを活用して、当センターの業務紹介や不当要求対応要領、有事における早期相談の呼びかけのほか、暴力団情勢や施策等の最新情報の発信、提供機能の強化を図る。
6 少年に対する暴力団の影響を排除する活動	<p>(1) 県警察担当課や関係団体と連携し、地域及び職域で開催する研修会、相談活動等の機会を通じ少年に対する暴力団の影響等について啓発活動を実施する。</p> <p>(2) 少年指導委員等に対する研修会において、奈良県暴力団排除条例に関する教養及び暴力団情勢等の情報提供を行う。</p>

(2) 地域及び職域における暴力団員による不当要求行為の予防活動等に対する支援事業

実 施 事 項	事 業 内 容
1 資料の提供	地域及び職域の暴力団排除団体や企業、行政機関等が行う研修会、会合等において暴力団情勢や不当要求対応要領をまとめた小冊子等を無料で提供し、暴力団排除啓発DVDの貸出しなどを行う。
2 講師派遣	地域及び職域の暴力団排除団体や企業、行政機関が行う暴力団追放大会、研修会等に講師を派遣し、暴力団情勢や不当要求行為に対する対応要領等について講演、指導を行い、これら団体等が行う暴力団排除活動を支援する。
3 事業所の責任者に対する講習会の開催（受託事業）	奈良県公安委員会から委託を受けて企業、行政機関等が選任した不当要求防止責任者に対し、暴力団からの不当要求被害の未然防止を図るための不当要求防止責任者講習を県警察と連携しながら行う。

なお、一般講習については、ホームページに開催日時・場所を掲載して積極的な受講の呼びかけを行うとともに受講希望者の利便を図る。

開催計画	一般講習・臨時講習（企業、行政） 回数：約30回 受講者数：約1,000人
------	---

4 被害者に対する見舞金支給、民事訴訟等の支援

- (1) 見舞金の支給  
暴力団員による犯罪行為により死亡又は傷害被害を受けた遺族、被害者に対して一定条件の範囲内の見舞金を支給する。
- (2) 民事訴訟費用の貸付け  
暴力団員による不法行為に対する損害賠償請求訴訟、暴力団組事務所明渡請求、賃貸借契約解除請求等の民事訴訟費用を一定条件の範囲内で無利子で貸し付ける。
- (3) 損害費用の貸付け  
暴力団員による不法行為により建造物、物品等が損害を受けた場合に、その応急的修復のための費用を一定条件の範囲内で無利子で貸し付ける。

5 不当要求情報管理機関への支援

不当要求情報管理機関（証券業協会）に対して、暴力団情報の提供等の業務支援を行う。

6 暴力団根絶モニターの活動支援

暴力団根絶モニターの活動を支援するとともに、最新情報の提供を行い、モニターからの要望・意見等を取り入れ各種施策への反映と充実を図る。

7 暴力団事務所の使用差止請求業務

暴力団対策法第32条の5第1項の規定により、国家公安委員会より適格都道府県センターの認定を受けた当センターは、奈良県の区域内に在る指定暴力団等の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が違法に害されることを防止す

	<p>るための事業を行う場合において、当該付近住民等で、当該事務所の使用によりその生活の平穩又は業務の平穩が違法に害されていることを理由として、当該事務所の使用及びこれに付随する行為等の差止めの請求等をしようとする者から委託を受けたときは、当該委託をした者のために当センターの名をもって、当該請求等に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行うなど必要な支援を行う。</p>
--	---

(3) 暴力団員による不当な行為に対する相談支援事業

実 施 事 項	事 業 内 容		
1 常設窓口による相談	<p>平日の執務時間中、当センター事務室において暴力追放相談委員による面談又は電話での相談を継続して行う。また、メールによる相談受付も継続して行う。</p>		
2 出張相談の開催	<p>相談業務の強化のため、当センターの顧問弁護士（暴力追放相談委員）と連携して、当センターから遠隔地となる中南和地域において出張相談所を無料で開催する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">開催計画</td> <td style="text-align: center;">3回（4月・6月・11月）</td> </tr> </table>	開催計画	3回（4月・6月・11月）
開催計画	3回（4月・6月・11月）		
3 暴力団から離脱する意思を有する者に対する相談支援	<p>暴力団から離脱の意思を有する者に対して、組織離脱及び社会復帰のための助言・指導等の支援を行う。</p>		
4 警察・弁護士との連携強化	<p>県警察・奈良弁護士会との連携を強化して、効果的な相談活動を行う。</p>		

(4) その他

実 施 事 項	事 業 内 容
1 調査及び情報収集	<p>(1) 研修会等への参加 全国暴力団追放運動推進センター及び近畿センター主催の研修会への参加、県警察との情報交換等を行い、最新の暴力団情勢の調査及び情報収集を行い、各事業に反映させる。</p> <p>(2) 資料収集 暴力団の不透明化に的確に対応するため、新聞、雑誌等の公刊資料に掲載された暴力団関係の資料化を行うなど暴力団関係の情報収集に努める。</p>